

第百七十七回国会 衆議院 国土交通委員会 議 録 第 十 三 号

平成二十三年五月二十四日(火曜日)

午後零時二十一分開議

出席委員

委員長 古賀 一成君

理事 小宮山泰子君

理事 中川 治君

理事 若井 康彦君

理事 山本 公一君

理事 阿知波吉信君

理事 石森 久嗣君

理事 糸川 正晃君

理事 木村たけつか君

理事 小泉 俊明君

理事 坂口 岳洋君

理事 高邑 勉君

理事 津川 祥吾君

理事 三村 和也君

理事 矢崎 公二君

理事 赤澤 亮正君

理事 金子 恭之君

理事 佐田玄一郎君

理事 二階 俊博君

理事 穀田 恵二君

理事 柿澤 未途君

田村 謙治君

長安 豊君

福井 照君

高木 陽介君

石関 貴史君

市村浩一郎君

川村秀三郎君

沓掛 哲男君

古賀 敬章君

下条 みつ君

玉木雄一郎君

富岡 芳忠君

三井 辨雄君

谷田川 元君

小淵 優子君

北村 茂男君

徳田 毅君

三ツ矢憲生君

中島 隆利君

中島 正純君

辞任

中島 隆利君

同日

吉泉 秀男君

同日

吉泉 秀男君

同日

橋本 清仁君

同日

石森 久嗣君

同日

石森 久嗣君

同日

木村たけつか君

同日

玉木雄一郎君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

補欠選任

吉泉 秀男君

同日

中島 隆利君

同日

橋本 清仁君

同日

石森 久嗣君

同日

木村たけつか君

同日

玉木雄一郎君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

同日

向山 好一君

内閣提出、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣大島章宏君。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○大島國務大臣 たいいま議題となりました日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

J R北海道、J R四国、J R九州及びJ R貨物におきましては、低金利の長期化、高速道路網の発達、人口の減少、景気の低迷といった外部環境の変化から、厳しい経営状況に置かれております。

また、整備新幹線につきましては、我が国の交通体系にあって基幹的な高速輸送体系を形成するものであり、その着実な整備を進める必要があります。

さらに、いわゆる並行在来線につきましては、我が国の鉄道ネットワークの一部を構成するものとして重要な役割を果たしているものの、近年、その経営状況は厳しさを増しております。

このような状況を踏まえ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金等を活用した鉄道施策を推進するため、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、機構は、J R北海道及びJ R四国の経営の安定を図るため、これらの会社が引き受けるべきものとして特別債券を発行するとともに、その引き受けに要する資金に充てるため、これらの会社に対し、無利子貸し付けを行うことができることとしております。

第二に、機構は、J R北海道、J R四国、J R九州及びJ R貨物の設備投資に必要な資金に充てるため、無利子貸し付けまたは助成金の交付を行うことができることとしております。

第三に、機構は、整備新幹線の着実な整備を進めるため、北陸新幹線高崎―長野間の建設のための過去の借り入れに係る債務の償還、利子の支払いに必要な金額を、特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができることとしております。

第四に、機構は、並行在来線を支援するため、いわゆる貨物調整金の交付に必要な金額を、特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができることとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十五日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案

委員の異動

五月二十日

委員の異動

五月二十日

委員の異動

五月二十日

委員の異動

五月二十日

委員の異動

五月二十日

委員の異動

五月二十日

委員の異動

五月二十日

○古賀委員長 これより会議を開きます。

本日の会議に付した案件

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正)

第一条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第一号中「附則第六条」を「附則第七条」に改め、同項第三号中「附則第二十四条」を「附則第十条」に改め、「以下」改正前改革法」という。を削る。

第七条中「附則第二十五条」を「附則第十一条」に、「は附則第二条第一項」を「は附則第二条」に改める。

第十三条 第一項第二号から第四号までの規定中「附則第二条第一項の規定により公団」を「附則第二条の規定により公団」に改める。

第二十三条中「附則第二条第一項」を、「附則第二条」に改める。

第二十五条中、「附則第二条第一項」を、「附則第二条」に改め、「附則第二十六条第二項において同じ」を削る。

第二十七条の見出しを「特例業務勘定」に改め、同条第一項中「勘定」の下に「(以下「特例業務勘定」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する特別の勘定」を「特例業務勘定」に改め、同条第三項中「第一項に規定する特別の勘定」を「特例業務勘定」に改める。

第二十八条 第一項中「機構法第七条第二項中「八人」とあるのは「十人」と、機構法第八条第二項中「理事長」とあるのは「機構を代表し、理事長」とを削り、「第十三条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附則第二条第二項から第六項までを削る。
附則第三条及び第四条を削り、附則第五条を附則第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(機構の行う特別債券の発行等の業務)
第四条 機構は、機構法第十二条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 平成二十四年三月三十一日までの間、その利子に係る収入による北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の経営の安定を図るため、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が引き受けるべきものとして、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券(以下この条において「特別債券」という。)を発行すること。

二 特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払を行うこと。
三 平成二十四年三月三十一日までの間、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対し、特別債券の引受けに要する資金に充てるための資金を無利子で貸し付けること。

2 機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 特別債券の償還期間は二十年とし、その利率は市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める。

4 機構法第十九条第三項から第七項までの規定は、特別債券について準用する。

5 第一項第三号の規定による貸付金の償還期間は二十年とし、その償還は一括償還の方法によるものとする。

6 第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、特例業務勘定において行うものとする。

7 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。
一 第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三項の規定により特別債券の利率を定めようとするとき。
三 第四項において準用する機構法第十九条第五項の規定による認可をしようとするとき。

8 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「債務等処理法」という。)」附則第五条第一項第二号の業務」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。

(機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務)
第五条 機構は、平成三十三年三月三十一日までの間、機構法第十二条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この項において同じ。)の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができる。

2 機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、特例業務勘定において行うものとする。
4 国土交通大臣は、第二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「債務等処理法」という。)」附則第五条第一項第二号の業務」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び債務等処理法附則第五条第一項」とする。

附則第九條を削る。
附則第八條中「附則第三條及び第四條、前條並びに附則第十二條、第十五條、第二十二條及び第二十六條」を「前條」に改め、同條を附則第九條とする。

附則第七條中第一項から第四項までを削り、第五項を第一項とし、第六項を第二項とし、同條を附則第八條とする。
附則第六條を附則第七條とし、同條の前に次の一條を加える。

(区分経理の特例)
第六條 機構は、機構法第十七條第一項の規定及び第二十七條第一項の規定にかかわらず、機構法第十二條第一項第一号に掲げる業務に関する事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度において、特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四條第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同條第一項の規定による積立金の額に相当する金額のうち、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、特例業務勘定から建設勘定(機構法第十七條第二項に規定する建設勘定)をいう。以下この条において同じ。)に繰り入れることができる。

2 前項の規定により特別業務勘定から建設勘

定

定

定

定

定

定

定

定

定

定に繰り入れた金額は、特例業務勘定における同項の積立金の額から減額して整理するものとする。

3 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法附則第十一条第一号に掲げる業務に必要な費用(平成二十三年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における日本貨物鉄道株式会社の同号に規定する鉄道線路の使用に係るものに限る。)に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第一項又は第三項の規定により繰入れを行う場合には、機構法第三十二条第一号中の「この法律」とあるのは、「この法律又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」とする。

附則中第十条から第二十三条までを削り、第二十四条を第十条とし、第二十五条を第十一条とし、第二十六条から第三十三条までを削る。(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第二条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条を次のように改める。

(特別債券の引受け)

第十三条 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)附則第四条第一項第三号の規定による貸付けを受けたときは、当該貸付けに係る貸付金をもつて同項第一号に規定する特別債券(以下単に「特別債券」という。)を引

き受けるものとする。

2 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、特別債券に係る経理については、国土交通省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 特別債券については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

附則第十四条から第十八条までを削る。(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の一部改正)

第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「附則第二項第六項並びに第三項第六項及び第七項を」を「附則第二項第六項並びに第三項第四項及び第五項を」に、「同条第六項を」を「同条第四項」に改める。

第十七条第四項中「及び附則第十一条第一項第四号」及び「附則第十二条第一項第五号」に改め、同項第二号中「附則第三条第十二項後段」を「附則第三条第十項後段」に、「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同項第三号中「平成十年法律第百三十六号」の下に「附則第十一項第二項において「債務等処理法」という。」を加え、「附則第三条第十三項を」を「附則第三条第十三項」に改める。

第十八条第一項中「附則第三条第十三項」を「附則第三条第十一項」に改める。

附則第二条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「附則第十八条」を「附則第十六条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第十八条」を「附則第十六条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第十項を削る。

附則第三条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「あん分」を「按分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第十三項」を「第十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八

項中「前条第八項及び第九項を」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中「第六項」を「第四項」に、「第八項」を「第六項」に、「前条第八項」を「前条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とし、第十三項を第十一項とし、第十四項を削る。

附則第四条中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

附則第七条第二項中「附則第十一条第一項第一号から第三号」を「附則第十一条第一項第二号から第四号」に改める。

附則第八条第一項中「附則第三条第十一項」を「附則第三条第九項」に改める。

附則第十一条第一項中「第六号」を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項の前に次の一号を加える。

一 全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにあって、日本貨物鉄道株式会社に対し、政令で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。

附則第十一条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項及び第四項」を「第三項及び第五項」に、「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第一号中「第六号までの業務及び」とあるのは「第六号

までの業務及び附則第十一条第一項第一号の業務並びに」と、「同条第三項」とあるのは「第十二条第三項」と、同項第二号を「附則第十一項第一項第一号及び第二号」を「附則第十一項第一項第二号及び第三号」に、「同条第四項」を「附則第十一条第一項第四号」に、「附則第十二条第一項第一号」を「附則第十二条第一項第二号」に、「第三号まで」を「第四号まで」に、「附則第十一項第一項第二号」を「附則第十一項第三号」に、「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 当分の間、債務等処理法第十三条第一項及び第二項に規定する業務を行うこと。

二 平成二十四年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第四条第一項第一号及び第三号に規定する業務を行うこと。

三 債務等処理法附則第四条第一項第二号に規定する業務を行うこと。

四 平成三十三年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第五条第一項に規定する業務を行うこと。

附則第十二条第一項から第三項までの規定中「前条第一項第四号」を「前条第一項第五号」に改める。

附則第十三条第一号中「附則第十一項第三項」を「附則第十四条第四項」に改める。

附則中第十六条及び第十七条を削り、第十八条を第十六条とし、第十九条を第十七条とする。

附則第二十条中「並びに附則第二条第五項、第三条第五項、第十七条を削り、同条を附則第十八条とする。」

附則第二十一条中「第十七条を削り、「第三十二条」を「第二十一条」に改め、同条を附則第十九条とする。」

附則中第二十二條から第三十條までを削り、第三十一條を第二十條とし、第三十二條を第二十一條とし、第三十三條から第四十三條までを削る。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正) 第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九條の三第二十項中「附則第六條」を「附則第七條」に、「債務等処理法附則第二条第一項」を「債務等処理法附則第二条」に、「旧日本国有鉄道清算事業団法附則第十三條第一項各号」を「同項各号」に、「附則第十八條」を「附則第十六條」に改める。

(租税特別措置法の一部改正) 第四条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一條の二中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に、「附則第六條」を「附則第七條」に改める。

第八十四條の三第四項中「以下この項及び」を削り、「附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団又は機構法附則第二

条第一項」を「附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団又は同項」に改める。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正) 第五条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第四項」に改める。

(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正) 第六条 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の改正規定を加える。

附則第十一条第九項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、「及びこれらに附帯する業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「と、同項第三号」を「並びに第十二条第三項」と、「同項第三号」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正) 第七條 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第八條中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第十項」に改める。

(調整規定) 第八條 この法律の施行の日が外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の施行の日以後となる場合には、附則第六條の規定は、適用しない。

この場合において、第三条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第八項の改正規定中「同条第三項」とあるのは「同条第四項」と、「第十二条第三項」と、同項第二号に「とあるのは「第十二条第四項」と、同項第二号」に改め、「及びこれらに附帯する業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「同条第五項」とあるのは「同条第五項」に、「と、同項第三号」を「並

びに第十二条第三項」と、同項第三号」とする。

理由

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の経営基盤の強化、我が国の鉄道事業の活性化等の必要性並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務の実施状況に鑑み、同機構による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する支援措置に関する規定を整備するとともに、同機構の建設勘定において経理を行う業務の一部に要する費用に充てるため同機構の特例業務勘定から建設勘定に繰入れを行うことができることとする等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。